

佐賀県告示第170号

佐賀県農業共済組合等検査規程（平成22年佐賀県告示第161号）の一部を次のように改正する。

平成26年5月16日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>佐賀県農業共済組合等検査規程</u></p> <p>（検査事項）</p> <p>第6条 検査は、別に定める農業共済組合等検査実施要領に従い、組合の業務及び会計の<u>すべて</u>について行うものとする。ただし、知事が特に指示をした場合には、その指示により行うものとする。</p> <p>（取引先とその他との照査）</p> <p>第16条 検査員は、検査上特に必要がある場合においては、組合員又は加入者、取引先、退任した役員又は退職した職員その他の関係者に対し、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めることができる。</p> <p>（検査結果の報告及び検査書の交付）</p> <p>第19条 略</p>	<p><u>佐賀県農業共済組合検査規程</u></p> <p>（検査事項）</p> <p>第6条 検査は、別に定める農業共済組合検査実施要領に従い、組合の業務及び会計の<u>全て</u>について行うものとする。ただし、知事が特に指示をした場合には、その指示により行うものとする。</p> <p>（取引先とその他との照査）</p> <p>第16条 検査員は、検査上特に必要がある場合においては、組合員又は加入者、取引先、退任した役員又は退職した職員その他の関係者に対し、<u>個人情報</u>の保護等に十分に配慮した上で、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めることができる。</p> <p>（検査結果の報告及び検査書の交付）</p> <p>第19条 略</p> <p><u>（農林水産大臣との連携）</u></p> <p>第20条 <u>組合において、法令、法令に基づく行政庁の処分、定款等に違反する疑い又は事業の健全な運営を確保し得ない事由があり、その疑い又は事由が組合及び農業共済組合連合会の双方に関係するものであると知事が認める場合その他検査の実施に当たって農林水産大臣の協力が必要であると知事が認める場合において、農林水産大臣と見解が一致するときは、相互の連携を更に徹底する観点から、知事は、農林水産大臣と情報を共有し、実態の把握が一層正確かつ徹底的なものとなるよう協力して、検査を実施するものとする。</u></p>

改正前	改正後
第20条 略	第21条 略

附 則

この告示は、公布の日から施行する。